

令和2年第13回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

令和2年9月10日 午後3時開会
午後4時9分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 金城 弘昌	委 員 松本 廣嗣	委 員 照屋 尚子
委 員 上原 勝晴	委 員 山里 清	委 員 藏根 美智子

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	儀間 秀樹	教育指導統括監	半嶺 満
参 事	佐次田 薫	参 事	宇江城 詮
総務課長	山城 英昭	教育支援課長	横田 昭彦
施設課長	平田 厚雄	学校人事課長	屋宜 宣秀
県立学校教育課長	玉城 学	義務教育課長	目取真 康司
保健体育課長	太田 守克	生涯学習振興課長	下地 康斗
文化財課長	諸見 友重		

4 議事関係

(1) 開会

金城教育長が開会を宣告した。

(2) 議事日程の決定

議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 令和2年第12回議事録の承認

全会一致で、令和2年第12回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

金城教育長が、松本委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項1 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理(県議会議案「令和2年度沖縄県一般会計補正予算(第6号)」に対する意見)

【説明(総務課長)】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理(県議会議案「令和2年度沖縄県一般会計補正予算(第6号)」に対する意見)について報告を行った。

【質疑等】

- 松本委員 項目番号7~9番について、これはコロナの時代ですからできることは仕方がないですが、この事業に期待している子ども達もたくさんいるわけです。この事業を補うような、これに代わるような事を何か計画されていますか。
- 県立学校教育課長 このコロナ禍で安全性が担保できないため、7番8番の国際交流事業は当然中止しました。昨年派遣した生徒についても、途中で中止して3月に帰国させ、最後の1人もようやく6月に帰国させました。そのような中、来年度も厳しいということで中止にしました。代替事業もいろいろ考えましたが、やはり交流事業ですので厳しいところです。姉妹校を持っている学校やオンラインで交流ができるところがあればやっていただく。あるいはJICAなどの関係機関ができることがあればと協力のお願いしているところでございます。代替事業については今のところ組んではいません。
- 松本委員 実際、代替事業としては成り立ってはいないとは思いますが、JICA関連や姉妹校との調整がうまくいったとき、3月までの予算ですからその間に実施する場合には財政的な部分のサポートはあるのでしょうか。
- 総務課長 この予算が減額されていますので、その減額された分の費用を長寿命化事業などに活用できないかというのは、鋭意検討しているところでございます。留学事業が難しいですので、そのほかで必要性の高い事業を取捨選択して何かできないかということで調整しているところです。
- 藏根委員 5番目の新型コロナウイルスの感染の対応として『学びの保障のための学習支援員配置事業』についてです。今まで私も校長として各市町村で一生懸命力を入れて、市町村の財政規模によっても違うと思うのですけども例えば800名規模だったら7名ぐらい、300名規模だったら2人ぐらい配置をしました。これは、県が全県下に保障していくということですか。この市町村での対応に加味して更に上乗せしていくということですか。
- 義務教育課長 これは国の補助金を使うというかたちなのですが、まずは市町村がどれだけの学習支援員を必要であるかということのニーズ調査を行って、そのニーズ調査であがってきた人数と総合しながら予算立てをしました。市町村の規模や状況に応じてというよりは、市町村の希望に合わせて私たちも予算を計上したということです。

- 藏根委員 市町村の要求に合わせているのですね。予算化は今からですか。
- 義務教育課長 はい。要求がなかった市町村もございます。
- 藏根委員 今、予算化されているわけですからね。要望はもらっているわけですね。
- 義務教育課長 そうです、市町村からの要望を受けてまとめています。
- 藏根委員 たくさんの人材を投入していただけたら学校現場も助かります。ありがとうございます。
- 山里委員 いろいろニュースなど見ますと、全体的に学習の遅れがありますが、学校間でもあまり遅れない学校とかなり休校が長かった学校、それぞれコロナの発生状況によって随分その格差が出ています。この支援員を配置する事業ということで、校長先生は基本的に皆さん手を挙げるかと思いますが、ただ、先ほど言いましたようにそれぞれの学校によっても差があり、また、生徒によっても在宅学習ができる子とできない子がいて、かなり個別具体的に対応していく必要があると思います。支援員を配置するとき、ある程度いろいろな条件を考えて予算の配分などしていくと思いますが、現場の要望がいちばん大事だと思います。格差を縮めるという意味でも全体の学習の遅れをカバーしていくことでもこの事業はすごく効果的だと思います。その中で特に遅れているものについて県の教育委員会としてしっかりと把握をし、重点的に配置する、もしそこから要望が出ていなければ逆にそこの校長先生や、あるいは市町村教育委員会にも後押しするような感じで、後々その格差が広がっていかないようにしていただければと思います。よろしくお願ひします。
- 義務教育課長 県としましても、今回のコロナの影響を受けての緊急の学習支援員の配置ですので、特に中3、それから小6の児童に手厚く配置ができるようにという話を事前にしているところです。現在、すでに学習支援員が配置されている市町村もありますて、それで十分間に合っているという市町村もあるようで、まずは要望を聞いて、その要望に合わせたかたちで予算を立てたという流れであります。そのほかにも、格差があるか否かということに関して市町村から今後いろいろな支援体制のお願いなど出てくるかと思いますが、それも今後対応していきたいです。
- 山里委員 よろしくお願ひします。
- 上原委員 今の話に関連しますが、市町村の要望等を踏まえてということですが、やはり新しく入学した小学校1年生、あるいは中学1年生も大変厳しい状況にあると思います。特に小学校1年生。この状況の場合は市町村からどのように要請が来るか分かりませんが、県から積極的に、1年生あるいは中学3年生とか小学6年生も可能性はあるかもしれませんので、そういう部分の所はこちらから積極的にアンケートを取るなり調査をするなりしてサポートしていくことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

- 義務教育課長 実際、中3と小6を重点的にとお話しはあるのですが、学校からはその状況に応じて他学年もサポートしていくことはどうかという質問も受けてはございます。それに関しては当然、学校の状況に合わせて柔軟に対応できるよう取り計らってくださいというお話しはしております。ただ、やはり私たちとしていちばん危惧するのは、取り返しがつかない中3と小6ですので、万全を期して対応してほしいというお願いはしております。
- 上原委員 今の5番に関することですけども、備考欄では『学習進度の遅れ等』という文言があり、派遣するのは学習支援員と名称を付けていますが、『等』が入っていますので、学習の進度以外にもこの方々は活用できますと読み取れます。そうしますと特に小中においては学習の遅れ以外にも精神的なものとか様々な状況があると思います。その辺もサポートしていくことが考えられますが、このような要請がない場合、この辺はどうですか、そういう支援は要りませんか、ということを問い合わせるなどが必要かと思いますけど、その辺はいかがですか。
- 義務教育課長 学習の遅れに対応するための支援員ということありますので、お子さんの心のケアとか家庭状況に応じた対応ということになるとやはり担任の教師が対応していくことになると思います。その際、担任の先生がやらなければいけない業務の中で、支援員が例えば採点業務とかを支援するということは可能だと思っています。ですが、先ほどお話ししたような心のケアとか、ご家庭との連携等というところまでではなくて、あくまでも学習の支援を中心にやって、担任を支援するのが中心にというかたちで考えております。
- 上原委員 あと1点、これは今児童生徒の観点の支援となっていますが、教職員も働き方改革が進むなかで、新型コロナ感染拡大の対応で非常に厳しい状況も現実にあるわけです。そういう場合、やはり教職員の支援についても考えていくことが大事ではないかと思いますが、この補正予算はそういうことにも使えますでしょうか。
- 義務教育課長 これは使えると思いますが、お話ししたとおり授業の中での児童生徒の支援に加えて、放課後等に担任が行っている学習に係る内容の支援についても支援を行えるものと私たちは考えております。
- 松本委員 今おっしゃったことは、4番のスクールサポートスタッフがサポートできる部分もあると思います。先ほどの子どもの精神的なものというのであれば、スクールカウンセラーですね。そういう方たちもサポートできると思いますがいかがでしょうか。
- 学校人事課長 松本委員がおっしゃったスクールサポートスタッフは従来からある制度で、業務内容としては、授業で使用する教材等の印刷・物品の準備や教材資料の整理、それから小テストの採点などがありますが、今回はコロナの感染症対策で、例えば分散登校や密を避けるための対策など教員の皆さんのが業務量が増して更に支援すべき項目が増えているということで、国が追加で全額国庫というかたちで組み、市

町村からの要望を受け、スクールサポートスタッフを配置することで補正予算を組ませていただいております。おっしゃったように、単純業務に係る部分についてはこのスクールサポートスタッフを活用するというのが可能だと考えています。

- 山里委員 7～9番の、いわゆる海外留学等については、今回コロナの影響でやむなく中止ということですが、実は水曜日に我々教育委員は教育長も含めてJICAに視察に行かせていただきました。従来からJICAには県内の小中高の生徒たちがいろいろな交流事業で来ていますが、JICAでも今、研修ができない状況でした。そもそも研修生がないということもありましたが、今回は対面でのリアルな交流はせずに、JICAが世界中にもっている通信網で専用線を使って、テレビ会議のような、あるいは集団で会議ができるような仕組みがあって、それも見せてもらいました。そういうことで、外国に行かなくても、向こうの小中学校や大学の生徒たちと交流はできるそうです。これまでも、水産高校など2つの高校からの要望があって実施しています。時差があって夜中の12時ぐらいからやったという話もありましたが、その辺の調整はもちろんできるということです。そのなかで、その事業を請け負っている団体のほうから、実は小中学校の実績はまだゼロだということで、要望があればぜひ対応したいと言っていました。ですから、こういうペーパーとか動画とかではなくて、直接海外の方々との交流が、オンラインで画面を通してすることができます。費用も掛からず、更に、専用線なので容量が大きいためスムーズにオンラインでできるそうです。そういう環境が揃っているということですが、小中学校にその情報がいってないのかその要望がないということでしたので、この場を借りて、ぜひ課長から現場へ周知をしてもらって、JICAを活用してもらえればと思います。なかなか良い設備がありましたので、よろしくお願ひします。
- 義務教育課長 学校等のいろいろな行事等が中止になったり延期になったり規模を縮小したりなどがございまして、多分JICAとの交流等も、その中に入ってしまっているのかとは思いますが、今の話のようなオンラインなり、様々な形態で交流ができるということは、まだ学校側があまりよく分かっていないのかと思います。
- 山里委員 それどころじゃないというのもあるかもしれませんね。
- 県立学校教育課 そうですね。こちらとしても、もしそういう情報等があれば積極的に周知していきたいと思います。ありがとうございます。
- 照屋委員 1番の電子黒板等推進事業に関連して、コロナウイルスに伴う休校に備えて端末を増設するということですが、高校が臨時休業の間にオンライン授業ができた学校は、ごく僅かだったということでした。昨日と今日、私たちも総合教育センターの報告会をパソコンのリモートで視聴しましたが、センターのIT班にはITが長けている先生方もたくさんいらっしゃって、オンライン授業の方法とかを先生方に研修するということもあったと思いますが、その状況を知りたいです。また、大学では第一波の臨時休業のときに早々にオンライン授業のやり方を教授内でレクチャーし、す

ぐ実践したということも聞いています。高校ではＩＴ班の研究主任の先生方も数が少ないので、パソコンに長けている専門の先生がいない学校には、民間の外部の事業所のＳＥ、システムエンジニアなど派遣することも考えられるのかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○ 県立学校教育課長　我々は第一波のときにオンラインの動画作成の研修をして、第二波では、照屋委員からあったように教育センターのＩＴ班の力を借りながら動画サンプルを教育センターがアップし、ぜひ活用するようにと学校現場に促してまいりました。それで、8月末までに予行演習というかたちでサンプル動画の作成をして、学校でも作って配信できる状況にしてほしいとお願いして、ソフト面の研修も進めてまいりました。教育センターの指導主事はそれに精通している方もいて、最初は動画の質も非常に良かったです。これを見た学校の先生方から、通常業務を行いながらこれを作るには非常にハードルが高いという声があり、もう少し簡易でハードルを下げて誰でも取り組めるようなものにしてくれということを教育センターにリクエストして、また作ってもらいました。それで、これならすぐ使えるという動画も取り出して各学校に配布して、このレベルでまずは作ってくれとお願いしたところ、かなり進みまして、今のところ準備は順調に整いつつあります。第二波でそれを試した学校も実際ありました。今後はできるかぎり学びの継続を図りたいという意向もございまして、全体を休校するのではなく各学校で休校することになりますので、休校になった際はオンラインに取り組んでほしいとお願いしています。今、整っている計画書を取りまとめているところです。学校では学習の遅れにも対応しながら非常に難儀を強いられていますが、子どもたちの学びの保障という観点から、しっかり取り組んでいる状況でございます。以上です。

○ 照屋委員　ぜひ、全部の高校で取り組めるようお願いします。

報告事項2 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

【説明（総務課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

なし

報告事項3 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」に対する意見）

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

- 藏根委員 上限の実効性ということですが、45時間以上過ぎると指導するということですか。
- 学校人事課長 各校長、管理者は超えないように努めなければならないということです。
- 藏根委員 努めなければならないということですね。今までとはっきり違うのは、それが法制化したことですね。特に学校職員というのは、私もそうでしたけれど、時間がある限りいろいろとやってこれを喜びとしてきましたが、そうではなく、学校へ出勤してから退勤するまでの時間をきちんと管理をし、45時間過ぎてはだめということを指導するのですね。
- 学校人事課長 おっしゃるとおりでございます。
- 藏根委員 もし45時間を過ぎたらどうなりますか。
- 学校人事課長 民間企業の場合には罰則等もありますが、国家公務員及び地方公務員につきましては基本的に罰則等の規定はございません。ただ、我々としましては、基本的なこの時間につきましては規則の中で定めるわけですが、そこに定めた以上、当然それを守るために打てる手立てをどんどん打って尽くしていくというかたちになります。
- 藏根委員 自分の健康福祉のためにも、それを心にして、働き方改革のひとつとして受け止めなさいと明文化したのですね。わかりました。

報告事項4 市町村立中学校及び県立中学校で使用する教科用図書の採択状況等

【説明（義務教育課長）】

資料に基づき、市町村立中学校及び県立中学校で使用する教科用図書の採択状況等について報告を行った。

【質疑等】

- 上原委員 中学校の教科書採択についてです。小学校は前年度で終わりましたが、小中の一貫性と申しましょうか、例えば地区によっては小学校と中学校の教科書が教科ごとに違うこともあります。学習指導要領に定められたものに基づいて採択していると思いますが、接続という意味では、できれば同じ教科書会社を探

択して中学校につなげていくという考え方もあると思います。その辺について、市町村からそういう報告や情報が入ってくるということはございますか。

- 義務教育課長 今のような考え方につきましては、私たちは採択地区の考え方へ委ねているという立場ですので、そのことに関して助言をするということはありませんが、採択地区においてはやはり小中がうまく接続できるように、または効果的に学習が継続できるようにということを考えながら採択をすることはあります。内容に関しては、同じ教科書会社であっても小中のコンセプトが違っていたり、その内容等の趣が違ったりすることはよくあることなので、教科書を同一にするというよりも、小中が継続してより良く効果的に学べるようにということの考えでもって進めているのではないかと思います。教科書の採択に関して私達のほうからこういう考えが良いのでは、という助言をすることはございません。

報告事項 5 県立学校法律相談・研修活用事業（スクールロイヤー制度）

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、県立学校法律相談・研修活用事業（スクールロイヤー制度）について報告を行った。

【質疑等】

- 藏根委員 私も校長をしていましたので、スクールカウンセラーなどそういう方々のお力を、かなりいただいてきました。今回、いろいろなSNSのトラブルやいじめの人権問題など、法的な根拠をもって対処していくべき訴訟要求の問題に対して、スクールロイヤー制度というのはありがたいと思います。今も一応、専従の弁護士がいますが、それとの違いは何ですか。それから、私が校長であれば何かあったら頻繁に相談したと思うのですが、これは各地区6名いるわけですよね。自由に相談できるのかということと、もうひとつは、義務教育ではどうなっていますか。

- 県立学校教育課長 まず、最初の2点です。現在も県教育委員会には顧問弁護士はいらっしゃいますが、従来は、事案が起きてその訴えがあったときにその対応として弁護士にお願いしているという趣旨でしたが、今回は、書いてあるとおりいじめの予防のための研修会や、いじめ防止対策推進法に基づいてしっかり学校が対応を行っているかどうかの検証も含まれており、いじめ予防の観点があります。それともう一点は制度上に対する学校に対する保護者の相談あるいは訴えが増えつつあります。いろいろな社会の変化に伴って、価値観も多様化しているなかでの出来事であると思っていますが、その対応に学校も苦慮するところがありますので、そこをしっかり法的な専門家である方から助言を受けることによって適切な対応が期待できるというふうに考えております。そういう意味で、今までのものとは違うスクールロイヤーというかたちになると思います。

- 義務教育課長 今、県立学校が行っているスクールロイヤーに関しては、義務教

育では対象外になっております。そこで今年度、次年度に向けてスクールロイヤーの予算の要望をしているところでございます。ただ、県立学校と若干違うのは、設置者が市町村であるというところで、そこは少しハードルが高いところです。それと、市町村にも顧問弁護士が多く配置されていまして、現時点でも顧問弁護士を通して対応している例はございます。ただ、このスクールロイヤーの利点は、やはり研修というかたちで校長や先生方に法的な知識や法律的な知見から対応する術を身に付けてもらえるというところだと思います。その都度、相談を行うことができる点も良いところではありますが、それ以前に、法律を理解してもらって対応ができるという意味では、やはりスクールロイヤーの制度は市町村にも必要だと思っており、私たちも今、要望しているところでございます。

- 藏根委員 今、両課長がおっしゃるように、やはり生徒指導というのは対処療法ではなく予防療法というかたちで、専門家の知識を先生方の予備知識として与えていくと、子どもたちに対応する先生方は非常に論理的というか、きちんと制度的に指導ができます。そしてもうひとつ、先生方は生徒指導面でもいろいろなことを取り込んで抱えていますね。その意味でも専門家がこうして付いているというのは非常にありがたいと思います。ぜひ、予防療法としてたくさん先生方に研修等できたら良いと思います。私もそうでしたが、制度的なものや法的なものに関して先生方は疎いと思います。各市町村でもそういう啓蒙をお願いしたいと思います。
- 松本委員 確認したいのですが、今までの弁護士への相談とはちょっと違って、いじめの問題が入ってきたらかなり早期から弁護士に相談するという、言葉は良くないですが気軽に弁護士に相談できる体制、というふうに考えてもいいですか。
- 県立学校教育課長 はい、おっしゃるとおりです。いじめの重大事案については長期化したり、あるいは初期対応で少し掛け違つてしまったり、学校の対応が適切でない場合もしばしばありますので、それについてしっかり専門家のほうから指摘も受けられる体制を作っていくないと。それぞれ6地区において、学校から近いところへすぐ相談できるようなシステムにしていきたいです。相談が蓄積されていくと我々のところに報告が来ますので、それをまた学校現場で共有することによって、適切な対応がより一層高まるのではないかと期待しているところでございます。
- 上原委員 事業体制の中で、県内6地区にスクールロイヤーを配置するとありますが、これはどの地区に何名が担当するというのが決められているのですか。例えば国頭地区何名とか、八重山地区何名とか。
- 県立学校教育課長 今その資料が手元にないのですが、弁護士会の方々はおそらく各地区2、3名いるかと思います。
- 上原委員 生徒数によって人数が違うかと思いましたから。
- 県立学校教育課長 都市地区はやはり多いかと考えております。

- 上原委員 もう一点は、9月から事業は開始されていると概要に書かれていますが、どのぐらいの学校がこの事業を活用しているのでしょうか。もうスタートしているのですか。
- 県立学校教育課長 事前にアンケートをとったところ、8割近くの学校が相談したいということでかなり需要はあると思っていますが、現在はまだ始まったばかりですの1件のみです。
- 上原委員 具体的にどういう内容かということは今から調査するのですか。
- 県立学校教育課長 これからです。それから、校長研修会や教頭研修会の第1回目がコロナ禍で中止になったものですから、これからしっかり周知して実施していくたいと思います。明日、校長研修会がありますので、そこでも周知する予定です。一応現在も周知していますが、フェイス・トゥ・フェイスでの説明がまだ行われていませんので、明日しっかりやっていきたいと思います。
- 上原委員 私も研修の関係でお尋ねしようと思っていました。やはり校長研修をはじめ、生徒指導とか様々な研修会でこの趣旨とか活用の説明を今後なさっていくと思いますが、これは9月スタートと同時に研修も開催していくという予定ですか。
- 県立学校教育課長 はい。そういう予定であります。6月や夏休み期間にも生徒指導の研修会の予定がありましたがすべてコロナで中止になりましたので、周知は遅れていますが、早めにできればと考えております。
- 山里委員 去年の校長研修会で、実際のスクールロイヤーの方が講師として研修をされていて、いろいろな事例を取り上げ詳しく解説をしており、やはり講師の方は専門性があり知識も経験も豊富だという印象を受けました。弁護士の先生方はもちろん専門分野がありますが、一部、学校の特殊性というものもあるかと思います。教育委員会としても、いろいろな資料の提供や過去の事例、文科省のガイドラインを提供するなど、弁護士の方が無理のないようにしていただきたいです。基本的なことは弁護士なので問題はないと思いますが、せっかくロイヤーとして我々が委託するのであれば、効果的に活用するためにも経験を踏んでもらって知識も身に付けてもらって、対応にばらつきがないように、教育委員会としても気をつけていただければと思います。よろしくお願いしたいと思います。
- 県立学校教育課長 分かりました。この辺はしっかり弁護士会と連携して情報の共有を図りながら、どの地区にあっても同レベルというか、同じような回答が得られるようにしていきたいと思います。

報告事項6 第44回全国高等学校総合文化祭（WEB SOUBUN）

【説明（文化財課長）】

資料に基づき、第44回全国高等学校総合文化祭（WEB SOUBUN）について報告を行った。

【質疑等】

- 照屋委員 私たちも毎年、壮行会などで演舞や生徒の作品をじかに見て、いつも感動していましたが、今回はコロナ禍ということでWEB開催なのは少し残念です。できるだけ多くの皆さんに見ていただきたいと思いますが、この告知や周知はどういうふうにされているのでしょうか。
- 文化財課長 県の高文連がどのように告知しているかというのは手元に資料がありませんが、WEBでなくても、その開催県が毎年ホームページを作ります。そこにアクセスすると、「今年はWEB SOUBUN（ウェブそうぶん）になっております」という案内があり、そのページに遷移するボタンが設置されていると思います。
- 照屋委員 できれば県教育委員会のホームページにもリンクとして貼り付けていたら、皆さん気付いて見てくれるかと思います。
- 文化財課長 分かりました。ありがとうございます。
- 山里委員 ここに出ている、例えば「合唱：那覇高校」とありますが、これは県内代表ということですよね。県内で何か選考があったのですか。
- 文化財課長 はい。今回15部門参加と書いてあります。参加している部門の高校については、昨年沖縄県で開催された高文祭で上位の高校であるということを聞いております。
- 山里委員 従来とは違うのですか。
- 文化財課長 いえ、通常も前年の地元の高等文化祭で受賞した学校が翌年参加することになります。しかし、一部の部門では年が明けてから、例えば今年の夏に選抜するという部門もありましたが、第一波のときの緊急事態宣言が発令されているときでしたので実施されなかったというものもあります。
- 山里委員 先ほど照屋委員からもありましたが、リンクのウェブサイトは高知県が作っているものかと思います。もし同じように動画があれば、県の教育委員会としても、県大会で上位だけでも良いですが、県内でこういうことをやりましたというようなことを載せられませんか。
- 文化財課長 昨年度行われたものでということでしょうか。
- 山里委員 そうです。もしかして動画などは撮っていないですか。
- 文化財課長 ないかもしれません。もし動画があり、掲載が可能であればぜひ。

- 山里委員 せっかくリンクを貼るのであれば、全国大会と沖縄県大会の両方あったほうが良いのかなと思います。
- 松本委員 このように全国的な文化祭ですが、通常はやはり関係者だけしか見ないですよね。こういうコロナの時代だからこそ、もう少しいろいろ工夫していただけたら、このすごい文化祭の内容をもっと全国に知らせることができた、示すことができたと思います。いつも、これを補うものです、ちょっと間に合わせのものです、というような感じでいろいろなものが動いています。だけど、その考え方は変えるべきだと思います。ここで言ってもしょうがありませんが、こういう意見もありますということを言えるのであれば、この文化祭の事務局に言っていただけたらありがたいと思います。今後も、今までのような文化祭をやるだけではなくて、こういうWEB上で、どんどん出していくような仕組みを作ったほうがいいと思います。ですから二通りのやり方です。それは結構時間が掛かりますので難しいかとは思いますが、その元になるものを各県でやっているわけですから、それを盛り上げていくためにも、県内でやったものはまとめて、今おっしゃられたように、発信していくということも、非常に大事なことだと思います。

(6) その他
特になし

(7) 閉会
金城教育長が閉会を宣言した。